人員基準チェックリスト（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）

**事業所名**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | | 基準及び確認（空欄には必要事項を記入し、基準確認後は□にレ点を入れること） |
| 従業者 | オペレーター | □　提供時間帯を通じて、１以上配置しているか  　　※午後６時から午前８時までの時間帯については、ＩＣＴ等の活用により、事業所外においても、利用者情報の確認ができるとともに、電話転送機能等を活用することにより利用者からのコールに即時にオペレーターが対応できる体制を構築し、コール内容に応じて必要な対応を行うことができる場合は、必ずしも事業所内で勤務する必要はない  □ いずれかの資格を有しているか  □ 看護師・介護福祉士・医師・保健師・准看護師・社会福祉士・介護支援専門員  □ 当該事業所の看護師等との綿密な連携を確保し利用者からの通報に適切に対応できると認められる場合は、サービス提供責任者として１年以上（介護職員初任者研修課程修了者及び旧訪問介護職員養成研修２級修了者にあっては３年以上）従事した者であるか  □ １人以上は、常勤の看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士又は介護支援専門員か  □ 専従か  □ 兼務する場合  ・　利用者の処遇に支障がない場合は、定期巡回サービス若しくは訪問看護サービス、同一敷地内にある訪問介護事業所、訪問看護事業所若しくは夜間対応型訪問介護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受ける業務に従事することができる  ・　併設施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、併設施設等の職員を充てることができる  ・　随時対応サービスの提供に支障がない場合は、随時訪問サービスに従事することができる  ※「随時対応サービスの提供に支障がない場合」とは、ＩＣＴ等の活用により、事業所外においても、利用者情報が確認できるとともに、電話転送機能等を活用することにより利用者からのコールに即時にオペレーターが対応できる体制を構築し、コール内容に応じて必要な対応を行うことができる場合であること |
| 訪問介護員  （定期巡回  　サービス） | □ 必要な数以上を配置しているか  　 ・　サービス利用の状況や利用者数及び業務量を考慮し、適切な員数を確保すること |
| 訪問介護員  （随時訪問  　　 サービス） | * 提供時間帯を通じて１以上配置しているか   ※午後６時から午前８時までの時間帯については、ＩＣＴ等の活用により、事業所外においても、利用者情報の確認ができるとともに、電話転送機能等を活用することにより利用者からのコールに即時にオペレーターが対応できる体制を構築し、コール内容に応じて必要な対応を行うことができる場合は、必ずしも事業所内で勤務する必要はない   * 専従か   　 ・　利用者の処遇に支障がない場合は、当該事業所の定期巡回サービス及び同一敷地内の訪問介護事業所並びに夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる  ・　オペレーターが随時訪問サービスに従事することができる |
| 看護職員  [一体型のみ]  （訪問看護  　 　サービス） | □ 保健師、看護師又は准看護師を常勤換算で２.５以上配置しているか  ・　常勤換算は、当該従事者の勤務延時間数により換算する  ・　勤務日及び勤務時間が不定期な看護職員の勤務延時間数は、前年度の週あたりの平均稼動時間（サービス提供時間＋移動時間）で算定する  ＜常勤換算式＞  従業者の勤務延時間数  時間  常勤換算  人  常勤従事者の勤務時間数  時間  　　　　　　　　　　　　÷　　　　　　　　　　　　＝    (例) （４週　計520ｈ）　　 （週40ｈ×４週＝160ｈ）　 （3.25→3.2人）     * うち１以上は常勤の保健師又は看護師か |
| 計画作成責任者 | □ 上記従業者であって、看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士又は介護支援専門員であるもののうち、１以上選任しているか |
| 管理者 | | □ 常勤か  □ 専従か（以下の場合の兼務を除く）  □ 兼務する場合は以下の場合か（管理上支障がない場合に限る）  □ 当該事業所の従業者としての職務に従事する場合（計画作成責任者含む）  □ 当該事業所の事業者が訪問介護事業者、訪問看護事業者又は夜間対応型訪問介護事業者の指定を併せて受け、同一の事業所においてそれぞれの事業が一体的に運営されている場合の、当該訪問介護事業所、訪問看護事業所又は夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事する場合  □ 同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者として従事する場合（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じない場合に限る）  ・ 兼務する事業所について  （名称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  （所在地　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  （兼務する職務　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |